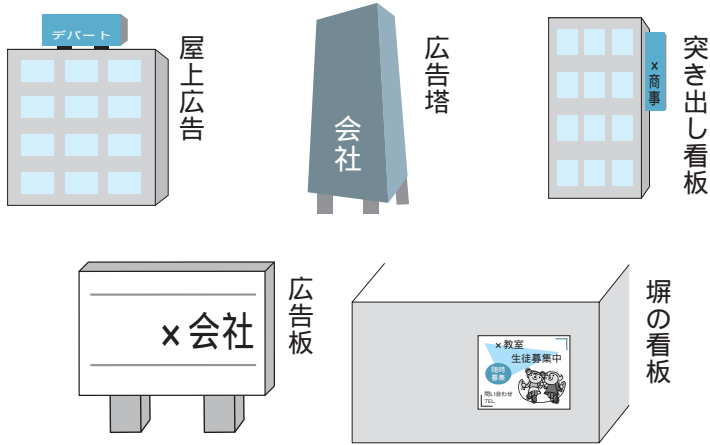


美しい街並みをみんなの手で！

屋外広告物を表示する場合には申請が必要です

屋外広告物とは…

屋外で公衆を対象に表示される看板、張り紙、広告塔や、建物の屋上広告、壁面広告などのことをいいます。



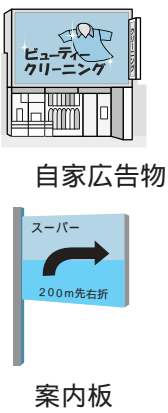
どんな場合に申請が必要？

申請が必要かどうかの基準は、地域によって異なります。申請が必要な地域には普通規制地域と、特別規制地域があります。（左略図参照）

普通規制地域（第一種・二種）
 広告物を表示する場合、原則として許可申請が必要な地域です。

特別規制地域（第一種・二種）
 自家広告物や案内板のみ表示できる地域です。これらを表示する場合にも、原則として許可申請が必要です。

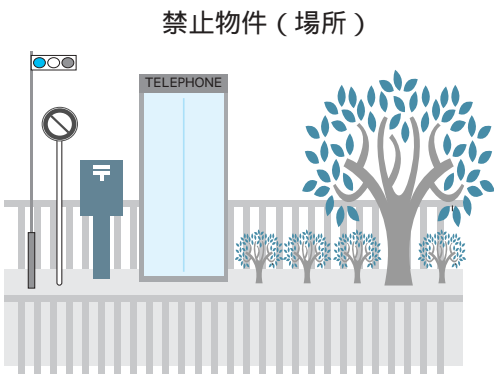
店舗・事業所などに自己の名称、営業内容などを表示するものです。



表示面積の大きさによって許可申請が不要な場合があります。詳しくは、都市計画課にお問い合わせください。

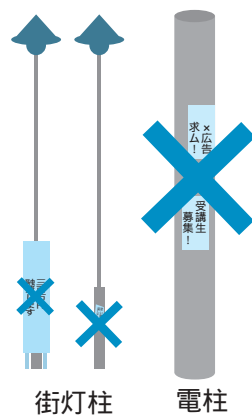
設置・表示ができない物件

次のような場所には広告物の設置や表示はできません。
 ●橋・街路樹・植樹帯・電話ボックス
 ●郵便ポスト・道路上のさくなど

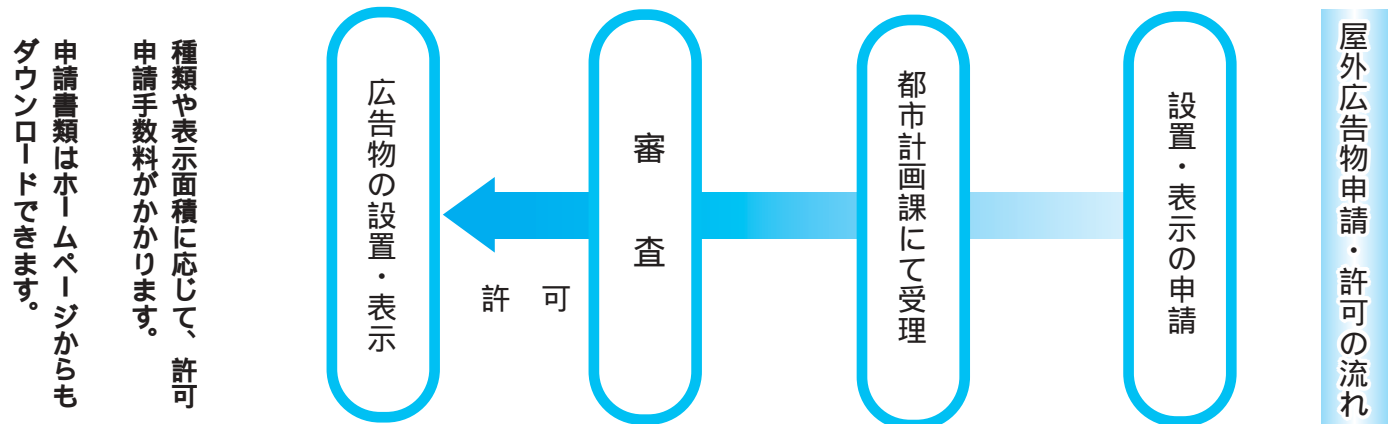
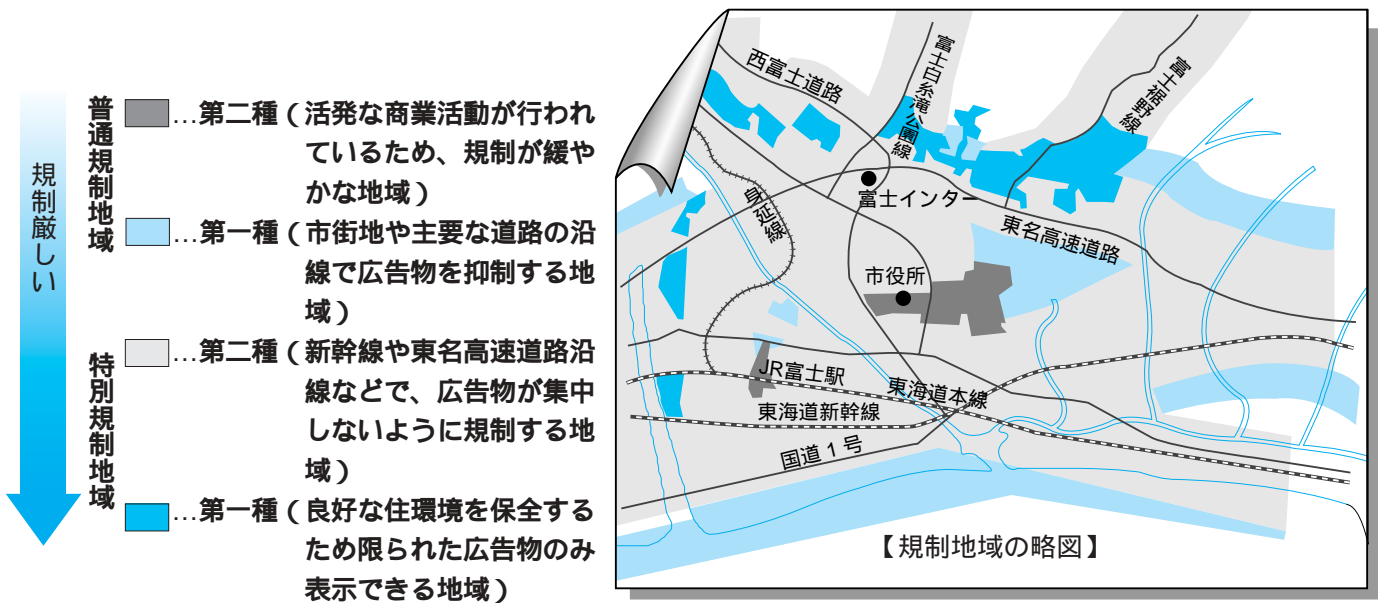


私たちの街は屋外広告物でいっぱい。
 これらの広告物はさまざまな情報を与え、街を形づくる一つの要素になりますが、ルールを守り設置・表示されないと、景観を損ねるだけでなく、落下などによる事故につながるおそれがあります。静岡県屋外広告物条例では、許可申請の手続きが必要となっています。

電柱・街灯柱などには、広告物のうち、張り紙・立て看板などは表示できません。



写真はイメージです



お問い合わせ 都市計画課
 ☎ 五五二七八五
 ① <http://fujishi.jp/cityhall/tosise-b/tosikei/>

美しい街をつくるため、皆さんのご協力をお願いします。



広告物を表示する場合は事前に都市計画課へ

一枚一枚手作業ではがします

美しい街並みづくり

屋外広告物のルールを守り、市では毎月、違法な張り紙や立て看板などの除去をしています。また、毎年、屋外広告の日に合わせて、県富士土木事務所、富士警察署、静岡県屋外広告美術業協同組合と連携して、大規模な除去作業を行っています。

このように、市では、都市景観の向上などを目的に屋外広告物行政に積極的に取り組んでいます。

9月10日は
屋外広告の日